

総行行第211号
国不入企第17号
令和5年5月31日

各都道府県担当部局長 殿
(市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、入札契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

公共工事等の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連の
積極的な開催等について

公共工事等(公共工事及び公共工事に関する測量・調査・設計をいう。以下同じ。)の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)等を踏まえ、これまでも地方公共団体に対して、入札契約適正化法による義務付け事項のうち未実施のものについて速やかに措置を講ずるとともに、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。令和4年5月20日最終変更。以下「適正化指針」という。)及び「発注関係事務の運用に関する指針」(令和2年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関連省庁連絡会議申合せ。以下「運用指針」という。)の趣旨を踏まえ、入札及び契約の適正化を着実に進めるよう繰り返し要請を行ってきたところです。

しかしながら、依然として、市区町村における公共工事等の入札及び契約については「令和4年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」や「令和4年度業務に関する運用指針調査」の結果等にみられるとおり、都道府県に比べて取組が遅れている等の課題が指摘されているところです。

とりわけ、中長期的な担い手の育成確保に向けて、技能者の処遇改善に加えて建設業における働き方改革の推進や生産性向上が求められる中、適正な予定価格の設定やダンピング対策、適正な工期の設定や施工時期の平準化、情報の公表、建設キャリアアップシステムの活用等、公共工事等の入札及び契約の適正化の

取組の重要性が高まっています。

については、貴都道府県におかれては、国（総務省・国土交通省）、都道府県及び市区町村の緊密な連携のもと、地方公共団体相互の情報交換や取組事例の共有等による適正化指針に沿った取組等が一層促進されるよう、公共工事契約業務連絡協議会その他の各都道府県が主催し管内市区町村の公共工事契約担当官が参画する会議（以下「都道府県公契連」という。）の積極的な開催（研修会等の開催を含む。）に努めるようお願いします。

加えて、都道府県公契連の開催に当たっては、国による市区町村への直接の働きかけや情報の提供等を行う機会を設けていただくよう協力をお願いするとともに、公共工事等の入札及び契約の適正化の取組を進めるためには、発注担当部局、財政担当部局など様々な関係部局との緊密な連携が必要であることを踏まえ、必要に応じ、これらの部局へ積極的な参画を促し、連携を図るようお願いします。

なお、本通知は、入札契約適正化法第20条第2項に基づく要請及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。